

亀山市公告第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次の予算の要領を公表する。

なお、当該要領は省略し、亀山市総務財政部財務課財政行革グループに備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

亀山市長 櫻井義之

- (1) 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第8号）
- (2) 令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (3) 令和7年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- (4) 令和7年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）
- (5) 令和7年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）
- (6) 令和8年度亀山市一般会計予算
- (7) 令和8年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算
- (8) 令和8年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (9) 令和8年度亀山市水道事業会計予算
- (10) 令和8年度亀山市工業用水道事業会計予算
- (11) 令和8年度亀山市下水道事業会計予算
- (12) 令和8年度亀山市病院事業会計予算